

# 基山町農業委員会会議録

平成28年2月2日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し  
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番委員	委員氏名	出欠	番委員	委員氏名	出欠
1	大石正人	出席	8	大久保敏幸	出席
2	西依義實	出席	9	梁井正義	出席
3	長野満夫	出席	10	舟木 壽	出席
4	大村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂本勇一	出席	12	簗原茂行	出席
6	熊本富雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井上忠雄	出席			

本会の書記 加藤 浩 彰

## 審議事項

第3号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	21件
報告第2号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	農業振興地域整備計画の変更申出	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 30分

## 平成28年2月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第2回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第3号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。第3号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第3号議案1番朗読

この件につきましては、お父さんから息子さんへの生前贈与に伴う所有権移転となります。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況につきましても問題ないことから、効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人のほか、家族の方が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が11,428㎡となり、下限面積である5反要件も満たしております。

なお、農地法第3条第2項第7号関係についてですが、譲渡人の農地は、譲受人の自宅から車で約10分の距離にあり、今後も農地として利用されます。農薬の使用方法についても地域の防除基準に従われ、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えております。

最後に、許可後の農地として5年間以上耕作する旨の誓約書も提出されております。申請地は、葬祭公園の手前で県道平等寺線と林道寺谷線の入口付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番につきまして、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

1番委員

譲受人は仕事もされています。譲渡人の方は高齢なので、生前贈与をしたいというこ

とで挨拶に見えられました。当該農地については、獣害対策でワイヤーメッシュをしている。多少の獣害被害はあるかも知れないが、耕作は出来る状況です。特に問題はございません。

#### 議 長

第3号議案1番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第3号議案1番については許可したいと思いますが、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第3号議案1番は、全会一致で許可します。

次に、第4号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。第4号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

##### 第4号議案1番朗読

1番については、貸付人の高齢化による労力不足のため、今回利用権を設定されることになりました。賃貸借権の設定で期間は5年です。金額については、10a当たり8,000円となっております。場所については、1区公民館の東側の圃場となります。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

#### 3番委員

特に問題はありません。

#### 議 長

第4号議案1番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案1番については計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第4号議案1番は全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案2番を上程いたしますが、3番と関連いたしますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第4号議案2番・3番朗読

2番については、貸付人の方の農業廃止により、今回利用権を設定されることになりました。借受人は新規就農の方となります。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、三ヶ敷集落の東側の圃場となります。

3番については、貸付人の高齢化と労力不足により、今回利用権を設定されることになりました。借受人は2番と同じく新規就農の方となります。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、消防分署の南側となります。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、2番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

### 3番委員

この農地には水がかかりません。新規就農の方が有機野菜を作られるということです。今後の経過を見守っていきたい。

### 議 長

3番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

### 3番委員

貸し手の方が、高齢で労力が足りないため、耕作をしてもらうということです。

### 議 長

第4号議案2番・3番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案2番及び3番については計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第4号議案2番及び3番は全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案4番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

### 事務局

#### 第4号議案4番朗読

4番については、貸付人の高齢化に伴い、今回利用権を設定されることになりました。借受人は、今まで耕作されていた箇所が自宅から遠いということでその農地を合意解約し、今回自宅から近い農地を新たに借りることになりました。使用貸借権の設定で期間は5年です。場所については、6区公民館の北側の圃場になります。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、4番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

### 9番委員

小松のほうで耕作されていまして。古屋敷を8反借りて米を作りたいと言って頑張っているが、当初から獣害被害が懸念されていて、やはりその通りになっている。自宅の前で管理もし易いので、私のほうから話しをすすめた経緯もある。皆様のご理解をお願いします。

### 議 長

第4号議案4番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案4番については計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第4号議案4番は全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案5番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第4号議案5番朗読

5番については、今まで他の方と利用権の設定をされてありましたが、借受人の方が体調不良で耕作できないことから、今回合意解約をされましたので、その後を引き継いで設定されることになりました。使用貸借権の設定で期間は5年です。場所については、基山中学校の北西側の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、5番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 5番委員

特に問題はありません。

## 議 長

第4号議案5番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案5番については計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第4号議案5番は全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案6番を上程いたしますが、7番・8番も関連いたしますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第4号議案6番・7番・8番朗読

6番から8番については、借受人がすべて株式会社きやまファームとなります。

6番については、今まで他の方と利用権の設定をされてありましたが、借受人の方が

体調不良で耕作できないことから、今回合意解約をされましたので、その後を引き継いで設定されることになりました。使用貸借権の設定で期間は5年です。場所については、基山共乾の東側及び4区公民館の南側の圃場になります。

7番については、6番と同じ理由のため説明は省略いたします。使用貸借権の設定で期間は5年です。場所については、基山共乾の東側の圃場になります。

8番については、もともと結なおしさんと利用権の設定があり耕作されてありましたが、こちら合意解約により、その後を引き継いで設定されることになりました。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、基山共乾の北側の圃場になります。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、6番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

**6番委員**

疾病のため耕作が出来なくなったので、その後を引き継いですることになりました。特に問題はありません、よろしくお願いします。

**議 長**

7番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

**6番委員**

疾病のため耕作が出来なくなったので、その後を引き継いですることになりました。特に問題はありません、よろしくお願いします。

**議 長**

8番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

**6番委員**

今まで結なおしさんが耕作されてありましたが、合意解約がありました。圃場も近いので、ついでに耕作するという事で借り受けされてあります。特に問題はありません、よろしくお願いします。

**議 長**

第4号議案6番・7番・8番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案6番・7番・8番については計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第4号議案6番・7番・8番は全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案9番を上程いたしますが、10番も関連しておりますので、一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第4号議案9番・10番朗読

9番・10番につきましては、貸付人が同じ方となります。

9番については、貸付人の方が体調不良や高齢化による労力不足により、今回利用権を設定されることになりました。賃貸借権の設定で期間は3年です。10a当たり30kgとなっております。場所については、きやまガスの南側の圃場になります。

10番については、9番と同じ理由のため説明は省略いたします。賃貸借権の設定で期間は3年です。10a当たり30kgとなっております。場所については、鎌浦集落の北側の圃場になります。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、9番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

9番・10番の受け手の方の農地が近くにあります。お二人共に園部共乾の方でもあり、きちんと耕作されますので特に問題はございません。

### 議 長

10番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員



9番・10番の受け手の方の農地が近くにあります。お二人共に園部共乾の方でもあり、きちんと耕作されますので特に問題はございません。

## 議 長

第4号議案9番及び10番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案9番及び10番については計画決定したいと思います  
が、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第4号議案9番及び10番は全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案11番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第4号議案11番朗読

11番については、貸付人が高齢のため労力不足により、今回利用権の設定をされます。賃貸借権の設定で期間は3年です。10a当たり30kgとなっております。場所については、町営球場の南側・自宅の家の前・鎌浦集落の南側・きやまガスの南側の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、11番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

借受の方は、実際は息子さんが耕作されます。特に問題はありません。

## 議 長

第4号議案11番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第4号議案11番については計画決定したいと思います  
が、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第4号議案11番は、全会一致で計画決定します。

次に、第4号議案12番から21番まではすべて再設定となりますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局

第4号議案12番から21番までは再設定のため朗読を省略させていただきます。

12番については、使用貸借権の再設定です。期間は3年となっています。場所については、城戸インター付近の圃場となります。

13番については、使用貸借権の再設定です。期間は3年となっています。場所については、城戸インター付近の圃場となります。

14番については、使用貸借権の再設定です。期間は5年となっています。場所については、城戸集落内の圃場です。

15番については、貸借権の再設定です。期間は3年です。10a当たり45kgとなっております。場所については、野口集落の南側の圃場です。

16番については、貸借権の再設定です。期間は3年です。1筆当たり8,000円となっております。場所については、2区公民館跡地の東側の圃場となります。

17番については、使用貸借権の再設定です。期間は3年となっています。場所については、東部水道企業団施設の西側の圃場です。

18番については、貸借権の再設定です。期間は5年です。10a当たり30kgとなっております。場所については、2区公民館の南側の圃場となります。

19番については、使用貸借権の再設定です。期間は5年となっています。場所については、基山中学校の北側の圃場です。

20番については、使用貸借権の再設定です。期間は3年となっています。場所については、野口集落の南側の圃場です。

21番については、使用貸借権の再設定です。期間は3年となっています。場所については、野口集落の南側の圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、12番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

#### 9番委員

12番・13番については、先ほどお話ししたとおりです。特に問題はございませんので、よろしくお願ひします。

#### 議 長

13番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

#### 9番委員

12番・13番については、先ほどお話ししたとおりです。特に問題はございませんので、よろしくお願ひします。

#### 議 長

14番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

#### 9番委員

現在、さといもを作られています。特に問題はあります。

#### 議 長

15番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

#### 11番委員

どちらかと言うと耕作が上手ではないので、いろいろ指導をしております。よろしくお願ひします。

議 長

16番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

1番委員

貸手の方は農業を廃止しています。特に問題ございません。

議 長

17番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

4番委員

特に問題はありません。今後も荒らさないように管理していきます。

議 長

18番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

特に問題はありません。

議 長

19番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

5番委員

特に問題ありません。

議 長

20番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

11番委員

特に問題ありません。

議 長

21番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 1 1 番委員

特に問題ありません。

## 議 長

第4号議案12番から21番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第4号議案12番から21番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第4号議案12番から21番は、全会一致で計画決定します。

次に、報告第2号農地法第18条の規定による届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第2号朗読

この件につきましては、第4号議案2番に関連いたしますが、この対象農地については、今まで村山さんが耕作をされておりましたが、村山さんも高齢のため労力不足で耕作ができなくなってきたことや、ちょうど新規で就農される方が農地を探してあるとのことが重なり、今回合意解約の届出を提出されております。場所については、三ヶ敷集落の東側の圃場となります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第2号について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

(なしの声あり)

## 議 長

報告第2号につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので、報告を終わります。

次に、その他（１）農業振興地域整備計画の変更申出について、町長部局より意見を求められておりますので、意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

## 事務局

この件についてですが、転用目的は、太陽光発電施設建設のためとなっております。現在、転用しようとするところには一部ハウスも建っておりますが、今回の転用では、５筆の農地が計画として挙げられております。その内２箇所については農業振興地域内の農用地であるため、転用するには、まずこの２筆について農業振興地域から除外の手続きが必要になります。

この場所を選定するに当たり、他の農地も検討されておりますが、取り付け道路が狭かったり、隣接の同意が得られなかったり等の理由で、今回の申請地となっております。

今回の転用箇所については、隣接の同意も得られており、転用面積も必要最小限と認められるため、事務局としては特に問題はないと考えております。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、その他（１）について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## ２番委員

息子さんが九電工に勤務されています。その関係もあって今回、転用を計画されています。

## 議 長

その他（１）につきまして、他に意見はありませんか。

## ８番委員

農業振興地域整備計画の変更となっておりますが、いつごろ審議して年間どれくらいありますか。

## 事務局

年間数件程度です。基山町での審議というのはなく、農業委員会・農協に意見を聞いて、県に同意を求めることとなります。

8 番委員了承

議 長

他に意見はありませんか。

無いようですので、町のほうには特に問題なしとして答申いたします。

これですべての審議が終了いたしましたので、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年 2月 2日

署名人

議 長

委 員

委 員